

第 30 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火)午後1時30分から午後1時54分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第3号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第30回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第6条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号9番の猿渡万里子委員と、10番の角丸章委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第1号をご説明いたします。議案の1ページをお開き願います。

案件は3件です。1番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、北吉野町250番1、地目は公簿・現況とも田、面積17,264㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積35,715㎡、令和7年7月17日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんの[REDACTED]が相続したものです。11月19日に届出を受理して、11月20日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は11ページに、第1号図を添付しておりますのでご参照願います。

次に2ページをご覧ください。2番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、北吉野町233番、地目は公簿・現況とも畑、面積5,024㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積22,920.84㎡、令和7年7月17日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、奥様の[REDACTED]が相続したものです。11月19日に届出を受理して、11月20日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は12ページに、第2号図を添付しておりますのでご参照願います。尚、こちらの農地につきましては、昨年12月の定例総会において[REDACTED]との売買が決定している農地であり、現在、所有権移転の手続き中であることを申し添えます。

次に3番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、北光365番2、地目は公簿が畑で現況が田、面積30,869㎡、以下、記載のとおり計8筆、面積67,180㎡、令和7年11月6日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんの[REDACTED]が相続したものです。12月9日に届出を受理して、12月10日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は13ページに、第3号図を添付しておりますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

議長 只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

議長 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第2号をご説明いたします。議案の3ページをお開き願います。案件は1件です。令和7年11月18日に [] が亡くなられことに伴い、奥様の [] から届出がありました。こちらは、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。

出し手・譲渡人は、 []、受け手・譲受人は、 []、受け手の経営面積は、田が25,637.85㎡、労働力は1名です。対象となる土地の表示は、北光322番1、地目は公募・現況とも田、面積2,194㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積3,907㎡になります。図面は14ページの第4号図に示しており、法律関係は売買です。

申請理由についてですが、出し手の [] は、「土地の管理保全が困難であるため、譲受人に譲り渡したい。」、受け手の [] は、「譲受人からの依頼があり、譲り受けることにした。」とのことです。両者は平成28年から10年間、賃貸借を結んでおりましたが、今回、今ほど説明させていただいた理由により売買に至りました。また、本件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別紙1の調査書に記載のとおり、必要な要件を満たしているため、本件は許可できるものと考えます。以上、議案第1号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

それでは質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明いたします。議案の5ページをお開き願います。

案件は4件です。1番、新規の案件です。計画番号は令和7年度賃第2号、公告予定年月日は令和8年1月20日、農地流動化推進員は竹田安宏さん、出し手・貸主は []、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、 []、農地の所在等は北光146番、地目は公募・現況とも畑、面積115㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積34,553.36㎡、対価は推進員による調整のもと双方の話し合いにより年額449,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日ま

でに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年1月20日から令和8年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は15ページ、第5号図に示しております。本件の要件確認については、別紙2の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に2番、継続案件です。計画番号は令和7年度使第1号、公告予定年月日は令和8年1月20日、農地流動化推進員は関尾一史さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は焼山315番、地目は公募が宅地で現況が畑、面積198.34㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積16,881.34㎡、対価は無償、期間は令和8年1月20日から令和8年12月31日までの1年、法律関係は使用貸借、図面は16ページ、第6号図に示しております。本件の要件確認については、別紙3の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。また、本件は売買を前提としていることから、賃貸借から使用貸借へ変更しており、今後、分筆や地目変更等を行っていく予定です。

次に3番、継続案件です。計画番号は令和7年度貸第3号、公告予定年月日は令和8年1月20日、農地流動化推進員は関尾一史さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は吉野2条北1丁目118番1の内、地目は公募・現況とも田、面積7,613㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積9,801㎡、対価は推進員による調整により年額106,000円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年1月20日から令和10年12月31日までの3年、法律関係は賃貸借、図面は17ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙4の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に4番、継続案件です。計画番号は令和7年度貸第4号、公告予定年月日は令和8年1月20日、農地流動化推進員は関尾一史さん、出し手・貸主は、
[REDACTED]、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、
[REDACTED]、農地の所在等は吉野2条南1丁目10番1、地目は公募・現況とも畑、面積3,923㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積15,139.55㎡、対価は推進員による調整により年額59,000円、これは地積に対し、田は単価7,200円、畑は単価1,500円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年1月20日から令和12年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は17ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙5の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

異議なし。

議長
全員
議長

全員

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。
続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より提案願います。
事務局 では、議案第3号をご説明いたします。議案の9ページをお開き願います。
案件は1件です。1番、願出者及び土地所有者は

、土地の表示は、吉野4条南5丁目254番15、公募は畑、面積213㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積292㎡となっております。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、12月18日に関係委員に確認いただいております。図面は18ページ、第8号図に示しております。こちらの土地につきましては、長年にわたり雑草が生い茂った状態が続いております。また、当該農地2筆の間には3筆の土地がありますが、昭和51年に現況証明により雑種地とされ、その後、地番254-19には鉄塔が建てられております。これらの状況を踏まえると、記載の土地は農地以外であることを証明できるものと考えております。以上ご審議願います。

議長 只今、議案第3号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。
全員 なし。
議長 特にお質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
全員 異議なし。
議長 それでは、異議なしと認め証明することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。
議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
 - ・令和7年第4回砂川市議会定例会
 2. 農政課報告（事務局次長）
 - ・総会終了後、農業振興地域整備計画について説明
 3. 農業委員会だより（事務局）
 - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
 - ・配布期限 1月16日（金）
 - ・その他 「4. アンケート調査の実施」と併せて配布
 4. アンケート調査の実施（事務局）
 - ・アンケート
 - （1）農地流動化に関する調査
 - （2）有害鳥獣による作物被害の調査
 - （3）農業経営の「これから」を考える調査
 - ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
 - ・提出期限 2月中旬
 - ・その他 農業委員会だよりの配布と併せて実施
 5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。

- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年1月23日、金曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げます。閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員